第 4 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会（第 558 回企業会計基準委員会）	資料番号	**資料(1)**
	日付	**2025 年 10 月 7 日**

プロジェクト	**「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する企業会計基準諮問会議へのテーマ提案**
項目	**「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する意見聴取**

公聴会の目的及び位置づけ

1. 第 551 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 24 日開催）において企業会計基準諮問会議からの依頼を受け、当委員会は、のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更（以下「本テーマ」という。）の提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、関係者から意見聴取を実施する。

2. 公聴会は、企業会計基準委員会における通常の審議と異なり、当委員会及び委員が本テーマに関して判断や評価を行うものではなく、関係者からの意見聴取の結果を企業会計基準諮問会議に報告することを目的として実施する。

公聴会の実施方法

3. 公聴会は、次回の企業会計基準諮問会議が本年 11 月に開催される予定であることを考慮し、次の要領で実施する[1]。

   (1) まずスタートアップの関係者から意見聴取を進めることとし、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人及び学識経験者を対象として実施する。

   (2) 意見聴取は、企業会計基準諮問会議に対して本テーマの提案を行った関係者及び同提案に賛同する関係者に限定せず、異なる見解を有する関係者も対象として実施する。

   (3) 意見聴取の対象者のスタートアップの関係者以外への拡大については、当委員会が通常の審議も行う中で次回の企業会計基準諮問会議までの期間が限られているため、当委員会のリソースに基づいて判断する。

[1] 意見聴取の進捗状況次第で、次回の企業会計基準諮問会議後も継続して意見聴取を実施する可能性がある。

(4) 公聴会は財務会計基準機構会議室において対面で行い、Zoom ウェビナーを通じてライブ配信を行うことで一般に公開し、傍聴可能とする。

(5) 意見聴取の模様の録画及び意見聴取時に関係者が使用した資料等については、公聴会の実施後、ウェブサイトにおいて公開する。

本日の意見聴取

（意見聴取対象者）

4. 本日の意見聴取の対象者及び説明資料は、以下のとおりである。

監査人

(1) 阿部 博様（有限責任 あずさ監査法人　パートナー）（資料(2)）

(2) 齊藤 直人様（EY 新日本有限責任監査法人　パートナー）（資料(3)）

(3) 東川 裕樹様（有限責任監査法人トーマツ　パートナー）（資料(4)）

(4) 加藤 正英様（PwC Japan 有限責任監査法人　パートナー）（資料(4)）

（意見聴取事項）

5. 主に、以下についてご意見をお伺いする。

のれんの会計処理（非償却の導入）

(1) 非償却を導入する会計基準の改正を支持するか。また、その理由は何か。

① のれんの非償却を支持する場合、償却と非償却の選択を認めるべきか。また、その理由は何か。

② のれんの非償却を支持しない場合、非償却とすることについて何が問題と考えられるか。

(2) IFRS 会計基準を適用することにより非償却とすることも可能となることをどのように考えるか。

のれん償却費の計上区分

(3) のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持するか。

(4) 支持する場合、以下のいずれを支持するか。また、その理由は何か。

① のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする。

② （販売費及び一般管理費に計上したうえで）のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する。

③ IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標」(management-defined performance measure：MPM) に相当する指標を開示する。

以　上